

エコハウス建築設計業務委託に係るプロポーザル募集要項

エコハウスの建築設計業務を委託する予定者を選定するために、プロポーザルを実施する。

1 趣旨

新兵庫県地球温暖化防止推進計画に係る温室効果ガス排出量削減目標の達成を図るため、県民等への普及啓発活動の拠点であり、地球温暖化防止活動推進員等の実践的な研修の場、県民・NGO・事業者・行政等の交流・連携・情報発信の場を実現するとともに、地球温暖化対策に係る環境学習の拠点施設となるエコハウスを整備するために、建築設計業務の委託予定者を選定するプロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

エコハウス建築設計業務委託に係るプロポーザル

(2) 方法

事務所等の実績、エコハウスの建築設計に係る技術提案等に基づき、審査を行う。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県

イ 事務局

兵庫県健康生活部環境局大気課 地球環境係（柴田、櫻間）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁1号館2階）

TEL 078-362-3284、FAX 078-362-3966

E-mail taikika@pref.hyogo.jp

3 応募者の資格

プロポーザルへの応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 兵庫県における平成16・17年度の一般競争参加資格において、測量・建設コンサルタントの「建築設計」に指名登録されていること。
- (2) 傾斜地の地形を活かした建築物の設計実績を有し、公共建築の設計実績を有すること。
- (3) 本件に従事する主任技術者として、経験が豊富な有資格者を配置できること。
- (4) 経営状態が健全であると兵庫県が認めるものであること。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 募集手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

エコハウス建築設計業務委託に係るプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成17年2月14日（月）から3月4日（金）まで

毎日（日曜日、土曜日、国民の休日を除く。）9時から17時30分までの間。

ウ 応募予定の申告

応募までの間に事務局から連絡する場合があるので、応募予定者は、事務局まで連絡先等を申告すること。

(2) 応募説明会

ア 開催日時

平成17年2月17日（木） 13時から15時まで

イ 開催場所

兵庫県立のじぎく会館 2階 中会議室 205
〒650-0003 神戸市中央区山本通り4丁目22番15号
TEL 078-242-5355 URL <http://www.hyogo-jinken.or.jp/kaikanannai.htm>

ウ 説明会への参加申し込み等

説明会への参加を希望する場合は、事前に2(3)イの事務局まで申し込むこと。

なお、説明会への参加は、プロポーザルへの応募の要件ではない。

(3) 応募受付

ア 受付方法

応募図書を事務局に持参、又は書留にて郵送。

イ 受付期間

平成17年2月15日(火)から3月7日(月)まで

(持参の場合) 毎日(日曜日、土曜日、国民の休日を除く。)

9時から12時までと、13時から17時30分までの間。

(郵送の場合) 受付最終日の17時30分までに必着のこと。

5 応募図書

応募図書は次のとおりとする。すべての図書を一括で提出すること(提出部数15部)、
また、様式及び提出部数等については、別紙作成要領に従うこと。

(1) 事務所概要等

ア 技術職員・資格(様式2・1枚)

イ 事務所の主要業務実績、同種業務実績(様式3・1枚)

ウ イに関する内容が分かる資料(様式4・2枚以内)

(2) 本業務の実施方針(様式5・1枚)

(3) 業務の実施体制

ア 本業務における組織体制(様式6・1枚)

イ 主な担当者の経歴と実績(様式7・3枚以内)

ウ イに関する内容が分かる資料(様式8・3枚以内)

(4) 技術提案書

ア 建物のデザインイメージについて(様式9・1枚)

イ 基本構想の反映について(様式10・1枚)

ウ 環境創生事項の提案について(様式11・1枚)

6 当選者の決定及び通知

(1) 審査方法及び選考方法

応募者から提出された応募図書に基づき、エコハウス建築設計業務委託者選定審査会(以下「審査会」という。)が審査を行い、最優秀のものを当選者として選定し、これに基づき、兵庫県が決定する。

(2) ヒアリング

審査にあたっては、審査会が必要に応じ、応募者に対してヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを行う場合は、ヒアリング対象者に対して後日通知する。

(3) 当選者の通知

応募者全員に、応募件数、応募者の名称及び当選者の名称を文書で通知する。

7 費用の負担

応募図書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

8 質疑応答

本プロポーザルに係る質疑については、説明会において回答する。

また、2月21日(月)17時30分までに書面により事務局に提出された場合に限り受け付け、事務局で疑義を集約し、応募予定者に書面で同一の回答を配付する。